

第96期

定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件
- 第5号議案 取締役監査等委員4名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および
取締役(監査等委員である取締役を除く。)に
対する退職慰労金制度廃止に伴う
退職慰労金打切り支給の件
- 第7号議案 取締役(非常勤取締役および監査等委員で
ある取締役を除く。)に対する株式報酬等の
額および内容決定の件



ASAHI
YUKIZAI

日時

平成29年6月22日(木曜日)
午前10時

場所

宮崎県延岡市紺屋町一丁目4番28号
ホテルメリージュ延岡 3階
サウス・オブ・ハウストン

※ 開催場所が前回の会場とは異なります。
末尾会場ご案内図をご参照ください。

目次

第96期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	15
連結計算書類	32
計算書類	41
監査報告書	49
株主総会会場ご案内図	裏表紙

旭有機材株式会社

証券コード 4216

株 主 各 位

証券コード 4216

平成29年6月6日

宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地

旭有機材株式会社

代表取締役社長 藤 原 孝 二

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁および52頁のご案内に従って、平成29年6月21日（水曜日）の午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成29年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所	宮崎県延岡市紺屋町一丁目4番28号 ホテルメリージュ延岡 3階 サウス・オブ・ハウストン (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) ※開催場所が前回の会場とは異なりますのでご注意ください。

3. 目的事項	報告事項 1. 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第5号議案 取締役監査等委員4名選任の件 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件 第7号議案 取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件
4. 書面またはインターネットによる議決権行使についてのご案内	(1)書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月21日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。 (2)インターネットによる議決権行使の場合 52頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、平成29年6月21日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録ください。 (3)重複行使に関する取扱い 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asahi-yukizai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第96期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 3円 総額 287,732,868円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月23日

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を考慮して、株式併合を実施することといたしました。

2. 併合する株式の種類および割合

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

3. 株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4,000万株

5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に準じて発行可能株式総数を1億9,900万株から4,000万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1億9,900万株</u>とする。 （単元株式数） 第9条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。 （新 設）	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4,000万株</u>とする。 （単元株式数） 第9条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。 <u>（附 則）</u> 第2条 第6条および第9条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力が発生した日をもって、削除するものとする。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同様です。）5名全員が任期満了になりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。その候補者は次のとおりであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふじ ねは こう じ 藤 原 孝 二 (昭和24年5月9日生)	昭和47年 4 月 旭化成工業株式会社入社 平成16年 4 月 旭化成株式会社執行役員 平成20年 4 月 旭化成ケミカルズ株式会社取締役専務執行役員 平成22年 4 月 旭化成株式会社常務執行役員 平成22年 6 月 同社取締役常務執行役員 平成23年 4 月 同社取締役専務執行役員 平成25年 4 月 同社取締役 平成25年 6 月 当社代表取締役社長執行役員、コンプライアンス担当(現任) 平成25年 9 月 当社管理本部長	65,280株
取締役候補者とした理由 平成25年6月の就任以降、代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮して当社グループを牽引してきた実績と経営全般における豊富な見識および経験を有しており、引き続き当社の経営への貢献が十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			

2

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	きのした まさ ひろ 木 下 全 弘 (昭和27年7月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成10年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社樹脂事業部長 平成18年12月 旭有機材樹脂(南通)有限公司董事長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員、管材システム事業部長、旭有機材商貿(上海)有限公司董事長、旭有機材閥門設備(上海)有限公司董事長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員、管理本部長(現任)、環境安全・品質保証担当 平成27年4月 当社環境安全担当(現任)	91,128株
		取締役候補者とした理由 管材システム事業部門、樹脂事業部門、研究開発および管理部門における豊富な業務経験と実績を有するとともに、平成元年6月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献が十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	くわたまさゆき 桑田雅之 (昭和29年8月23日生)	昭和53年4月 旭化成工業株式会社入社 平成19年10月 旭化成クラレメディカル株式会社経営企画室長 平成21年6月 当社社長付 平成21年6月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社取締役、経営企画部、情報システム、物流企画部担当 平成23年4月 当社取締役執行役員、管理本部長 平成25年9月 ドリコ株式会社代表取締役社長（現任） 平成26年4月 当社水処理・資源開発事業統括本部長（現任） 平成27年4月 当社取締役常務執行役員（現任）	34,323株
		取締役候補者とした理由 管理部門、水処理・資源開発事業部門における豊富な業務経験と実績を有するとともに、平成22年6月の就任以降、当社取締役として、また、水処理・資源開発事業部門管轄のドリコ株式会社の代表取締役社長として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献が十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	

4

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	なかの かづや 中 野 賀津也 (昭和32年12月23日生)	昭和56年 4 月 旭化成工業株式会社入社 平成17年10月 旭化成建材株式会社東京住宅資材営業部長 平成21年 4 月 当社入社 平成21年 7 月 当社樹脂事業部発泡材料事業推進部長 平成23年 4 月 当社執行役員、樹脂事業部次長 平成25年 4 月 当社機能樹脂事業部長、発泡材料営業部長 平成26年 4 月 当社管材システム事業部長、旭有機材商貿(上海)有限公司董事長、旭有機材閥門設備(上海)有限公司董事長（現任） 平成27年 6 月 当社取締役執行役員 平成28年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）	27,566株
		取締役候補者とした理由 管材システム事業部門、樹脂事業部門における豊富な業務経験と実績を有するとともに、平成27年6月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献が十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	

5

新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	すえとめすえよし 末留末喜 (昭和38年12月24日生)	平成 4 年 7 月 当社入社 平成23年 5 月 当社管材システム事業部管材製造所延岡工場長 平成24年 4 月 当社管材システム事業部管材製造所延岡製造部長 平成26年 7 月 当社管理本部経営企画室長（現任） 平成28年 4 月 執行役員（現任）	4,416株
	取締役候補者とした理由 管材システム事業部門および管理部門における豊富な業務経験と実績を有するとともに、平成26年7月の管理本部経営企画室長への就任以降、当社グループの経営における重要な一翼を担っており、当社グループの経営への一層の貢献が十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。		

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案

取締役監査等委員4名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役監査等委員4名全員が任期満了になりますので、取締役監査等委員4名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任	ふじ た なお みつ 藤田尚充 （昭和32年8月6日生）	昭和57年4月 旭化成工業株式会社入社 平成20年4月 旭化成株式会社IR室長 平成24年4月 同社財務部長 平成24年6月 旭化成モーゲージ株式会社取締役 平成29年4月 旭化成株式会社財務部付（現任）	0株
社外取締役候補者とした理由 藤田尚充氏は、これまで培ってきた事業企画、財務・経理に関する専門知識と会社の経営に関与された経験を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	み やけ ゆういちろう 三宅雄一郎 （昭和22年8月8日生）	昭和47年4月 弁護士登録（東京弁護士会入会） 昭和47年4月 三宅法律事務所入所 平成11年6月 山洋電気株式会社社外取締役（現任） 平成15年6月 新電元工業株式会社社外監査役（現任） 平成20年6月 株式会社タダノ社外監査役（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任） 平成27年6月 当社取締役監査等委員（現任）	12,736株
社外取締役候補者とした理由 三宅雄一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通しており、企業経営に関する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	にしむらふじお 西村 富士夫 (昭和24年6月20日生)	昭和49年 4 月 旭化成工業株式会社入社 平成10年 6 月 旭化成せんい株式会社ロイカ工場長 平成15年 1 月 同社レオナ繊維工場長 平成16年 4 月 同社レオナ繊維事業部長 平成18年 4 月 旭化成ケミカルズ株式会社ポリマー製品事業部次長 平成18年 9 月 旭化成株式会社守山支社長 平成21年 4 月 旭化成せんい株式会社取締役常務執行役員 平成23年 6 月 同社退職 平成27年 6 月 当社取締役監査等委員（現任）	2,947株
	社外取締役候補者とした理由 西村富士夫氏は、これまで培ってきた事業経営における豊富な経験や幅広い見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	かみたこういち 紙田 幸一 (昭和30年6月5日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成19年 5 月 当社新規・開発本部知的財産部長 平成21年 4 月 当社新規・開発本部管材システム技術開発センター長 平成22年 7 月 当社新規・開発本部樹脂技術開発センター長 平成23年 9 月 当社樹脂事業部素形材技術部長 平成25年 4 月 当社管材システム事業部技術部長 平成27年 4 月 当社社長付 平成27年 6 月 当社取締役監査等委員（現任）	3,087株
	取締役候補者とした理由 管材システム事業部門、樹脂事業部門における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者として適任と判断しました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤田尚充氏および三宅雄一郎氏ならびに西村富士夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 三宅雄一郎氏は現在当社の社外取締役監査等委員であり、平成26年6月の当社社外取締役就任以降、その在任期間は監査等委員である取締役の期間を含めまして、本株主総会終結の時をもって3年となります。

- 西村富士夫氏は現在当社の社外取締役監査等委員であり、平成27年6月の当社社外取締役監査等委員就任以降、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
- 三宅雄一郎氏および西村富士夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が監査等委員である取締役に就任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 当社は、三宅雄一郎氏および西村富士夫氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する最低限度額のいずれか高い額としており、両氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第6号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈および取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます富永恭爾氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第4号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役4名に対し、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で本総会終結の時までの各任期期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は各取締役の退任時といたしたく存じます。また、個別の具体的金額、方法等は、取締役会にご一任願いただきたいと存じます。

なお、本議案が承認可決された場合、退任取締役1名および再任取締役4名の退職慰労金の総支給額は1億77百万円です。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
とみなが きょうじ 富永 恭爾	平成20年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役執行役員 平成26年4月 当社取締役常務執行役員 平成29年4月 当社取締役（現任）

打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ふじ 藤 原 孝 二	平成25年 6 月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
きの 木 下 全 弘	平成 元年 6 月 当社取締役 平成10年 6 月 当社常務取締役 平成23年 4 月 当社取締役常務執行役員 平成26年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）
くわ 桑 田 雅 之	平成22年 6 月 当社取締役 平成23年 4 月 当社取締役執行役員 平成27年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）
なか の 野 賀 津 也	平成27年 6 月 当社取締役執行役員 平成28年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）

第7号議案

取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除きます。別途注記が無い場合、以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」および「退職慰労金」により構成されていましたが、本議案は、新たに取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成27年6月19日開催の第94期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額3億円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成33年3月末で終了する事業年度までの

4年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

本議案が原案どおり可決された場合、同様の株式報酬制度を執行役員に対しても導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は4年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金2億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて、または、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を5年を限度に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、信託期間の延長年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与および後記(4)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり60,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき株式の数は、当該取締役に交付されたポイント数に5（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当社株式1株となる予定です。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境につきましては、国内においては、期前半に熊本地震の影響は受けたものの、公共投資による需要の下支えや期後半からの円安による輸出環境の好転等により、緩やかな改善傾向で推移しました。

一方、海外においては、中国・韓国をはじめとするアジア地域で電子産業分野の設備投資が拡大する等一部持ち直しがみられましたが、米国・中南米において資源安の影響が残っていることや欧州における英国のEU離脱問題等の影響を受け、不透明な状況で推移しました。

このような事業環境の中で、当社グループは、今年度からの中期経営計画『ARS2020』に掲げた「世界のお客様に必要とされるグローバルニッチトップ企業、ASAHI YUKIZAIブランドの確立」という基本戦略に従い、長期的かつ持続的な成長により企業価値を高めるため、全社一丸となって全力で邁進しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は420億29百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は20億62百万円（前年同期比29.6%増）、経常利益は19億44百万円（前年同期比27.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億91百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

各事業部門の概況は、次のとおりです。

〔管材システム事業部門〕

主力の樹脂製配管材料は、国内においては、企業の大型設備投資が鈍化する中、顧客密着型の販売活動や樹脂製アクチュエーターを用いた自動弁、新型コンパクトボールバルブ等の新製品の投入等を行いました。また、東アジアにおいては、期後半より電子産業向け投資が好調となったことから、バルブ製品やダイマトリックス製品の売上が堅調に推移しました。しかしながら、米国におけるシェールガス市場の落ち込みや投資物件の規模縮小、進捗の遅れを受け、米国子会社の売上が減少したことや前期に大型物件の完工があったエンジニアリング事業の落ち込みにより、全体としては売上が減少しました。

利益面においては、売上の伸び悩みや減価償却費や人員増による固定費増加を受け、前期を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業部門の業績は、売上高は229億7百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益は18億28百万円（前年同期比6.8%減）となりました。

〔樹脂事業部門〕

主力の素形材用途向け製品は、国内においては、期前半は自動車向け主要顧客が被災した熊本地震の影響を受け低調に推移しましたが、期後半に急速に回復し、売上は前期を上回りました。海外においては、旭有機材樹脂(南通)有限公司は中国の景気減速下における競争激化により、売上は前期を下回りました。一方、インドのアサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd.は、安定的な商業生産体制に移行したことで、売上を伸ばしました。

建材や半導体・液晶パネルを主要市場とする機能樹脂製品は、前期まで好調に推移していたトンネル固結材「AGSR®」は、主要工事の延期等により、売上が伸び悩み、半導体および液晶用途に使用される電子材料用製品は、台湾をはじめとした東アジア市場において、当第4四半期から急回復したものの、期前半の低調が響き、売上は前期を下回りました。

利益面においては、全体として売上の伸び悩みによる影響を受けたものの、人財の効率的配置や生産面での合理化によるコストダウンに努めたことと一過性の損失が減少したことで前期を大きく上回り、営業損失を解消するに至りました。

以上の結果、当事業部門の業績は、売上高は122億2百万円（前年同期比3.8%減）、営業利益は71百万円（前年同期の営業損失は520百万円）となりました。

〔水処理・資源開発事業部門〕

水処理事業は、上下水道施設を中心とした官需、および中水・産業廃水処理施設の民間需要が好調に推移したこと、資源開発事業においても国家政策の支援を受けた地熱開発に伴う掘削工事の受注が好調に推移したこと、また、温泉設備でも温泉掘削や温泉設備の大型工事を受注したことにより、当期の受注額は大幅に増加しました。

売上については、期初は受注残が極めて少ない状況でしたが、好調な受注を受けて、水処理事業、資源開発事業およびメンテナンス維持管理事業は大幅な増収となりました。また、新規の環境薬剤事業についても堅調に推移しました。その結果、前年同期比で大幅な増収増益となりました。

以上の結果、当事業部門の業績は、売上高は69億21百万円（前年同期比35.4%増）、営業利益は173百万円（前年同期比101.7%増）となりました。

〔研究開発部門〕

当社グループの研究開発活動は、各事業部門の顧客ニーズを的確に把握し、基盤事業の強化を図るとともに、新規事業確立に向けた研究開発を推進してまいりました。

その中で、管材システム事業部門においては、樹脂製アクチュエーターのラインナップ拡充や新型コンパクトボールバルブの上市に加え、「耐食No.1」「使い勝手No.1」を目指した、お役立ち製品と称する顧客密着型の商品ラインナップを拡充しました。また、配管の劣化診断

技術についても、外部発表や顧客との対話を通じて確実なニーズを掴むことができ、従来から行っている請負工事とのシナジーが今後期待されます。

樹脂事業部門においては、素形材料・発泡材料・電子材料ともに顧客のニーズを第一に、素形材用途では崩壊性向上、発泡材料では土木分野への用途拡大、電子材料では低金属化実現のための設計・生産技術の深化を推進し用途拡大に努めました。

水処理・資源開発事業部門においては、高濃度に対応した油分解システム、汚泥レスシステムおよび排水処理用の土壌菌・消臭剤の開発・開発を行ってまいりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は19億36百万円であります。その内訳は、管材システム事業部門に15億14百万円、樹脂事業部門に2億95百万円、水処理・資源開発事業部門に1億5百万円、その他に22百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約および当座貸越契約を締結し、これに基づき必要な資金を効率的に調達しています。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、国内、海外とも緩やかな改善傾向が続くものの、米国の新政権による政策動向や英国のEU離脱問題により、先行きは不透明な状況です。このような事業環境の中、当社グループは、中期経営計画にて設定した目指すべき姿の達成に向け、各事業の課題解決に向けた施策を着実に実行してまいります。

管材システム事業については、基幹製品である樹脂製配管材料において、「耐食問題へのソリューション」「安心・安全・ロングライフ・使い勝手の良さ」を顧客に提供し、ナンバーワンの信頼と圧倒的なブランド力を構築するために、耐食バリューチェーンの構築、コスト競争力とカスタム品対応力の革新強化等により、強靱で特色のある事業構造を目指します。

具体的には、耐食配管材料の強化として、耐熱、耐食性の向上や樹脂化の推進、大口径製品等のニッチトップ商品の拡大を図ってまいります。また、ワンストップサービス、使い勝手の良さの追求、メンテナンス体制の充実等のサービスの強化を目的に、海外も含めた商流改革を図ってまいります。更に、安定供給体制を確立するため、生産性向上に向けた製造体制の再構築を進めるとともに、海外供給拠点の強化や製品開発の効率化を進めます。

樹脂事業については、素形材、高機能材料、発泡材料ともに、「もの作り課題へのソリューション」「特長あるラインナップとすり合わせ力」を顧客に提供し、グローバルブランドの確立を図るために、勝てる事業への資源の投入、生産技術の革新によるコストダウンや品質向上

等、総力を結集し、カスタマイズ力の強化と安定収益構造の構築を目指します。

具体的には、素形材用途向け製品は、中国、インド等での販売拡大に向けて、「日本品質」の展開、人財の積極投入を進めます。また、生産性向上による低コスト化を実施していくとともに、商流改革や営業改革を実施し、顧客ニーズにマッチした商品やサービスの強化を進めます。

高機能材料は、電子材料事業の拡大・強化のために、人財および生産技術を強化し、品質の向上による差別化、超低メタル化、次世代プロセス用途材料の開発に加えて、中国拠点を利用した販路の拡大を積極的に進めます。発泡材料は、現場発泡分野での販売拡大、シェアアップに向けて、環境対応製品であるゼロフロンER-Xの施工性の向上と施工品質安定化を図る仕組み作りを推進していくとともに、土木分野（地山固結材など）への積極的な展開を進めます。

水処理・資源開発事業については、施工技術者等の人財の強化・拡大を図り、総合ソリューション力を強化することで事業規模の拡大を目指します。

具体的には、水処理事業については、東日本地区で展開する中水・産業廃水の営業体制と同様の体制を新たに西日本地区で整備し、更なる民間需要開拓の強化を図ってまいります。資源開発事業については、掘削技術者の育成を強化すると同時に、掘削工事の受注にとどまらず地熱開発周辺への業容拡大を図ってまいります。メンテナンス事業や環境薬剤事業については、グループ内事業との相互シナジー強化を進めるとともに、技術・サービスの差別化を徹底的に追求してまいります。

当社グループといたしましては、これらの施策の着実な実行を通じて成長力・収益力の向上を図り、企業価値を高めてまいります。

(5) 企業集団の財産および損益の状況

		第93期 平成25年度	第94期 平成26年度	第95期 平成27年度	第96期 平成28年度
売上高	(百万円)	38,057	40,837	41,547	42,029
経常利益	(百万円)	1,649	1,764	1,525	1,944
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,004	1,151	926	1,091
1株当たり当期純利益	(円)	10.28	11.87	9.67	11.39
総資産	(百万円)	53,811	57,697	53,202	55,040
純資産	(百万円)	37,866	39,108	38,141	38,906
1株当たり純資産額	(円)	385.13	405.05	395.15	403.26

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
旭 有 機 材 商 事 (株)	100百万円	100.0%	合成樹脂製配管材料の販売
エーオーシーアセンブル(株)	10百万円	100.0%	合成樹脂製配管材料の加工、組立
アサヒアメリカ,Inc.	10,316千ドル	100.0%	合成樹脂製配管材料の製造、販売
旭有機材商貿(上海)有限公司	700千ドル	100.0%	合成樹脂製配管材料の販売
旭有機材閥門設備(上海)有限公司	2,100千ドル	100.0%	合成樹脂製配管材料の製造、販売
旭有機材樹脂(南通)有限公司	17,600千ドル	100.0%	フェノール樹脂の製造、販売
アサヒモディマテリアルズ Pvt.,Ltd.	300,000千ルピー	51.0%	レジンコーテッドサンドの製造、販売
ド リ コ (株)	275百万円	100.0%	水処理施設設計、施工、維持管理の請負、さく井工事の設計および請負

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

部 門 名	主 要 営 業 品 目
管材システム事業部門	合成樹脂製バルブ、パイプ、継手、流量計、インラインミキサー、PP（ポリプロピレン）製耐食タンク、配管工事等
樹脂事業部門	フェノール樹脂（鋳物用、発泡用、建材用、電子材料用、その他工業用等）、レジンコーテッドサンド、ウレタン発泡材料、フェノール樹脂成形材料、ジアリルフタレート樹脂成形材料等
水処理・資源開発事業部門	水処理施設等の設計、施工、維持管理の請負、さく井工事の設計および施工等

(8) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

当 社	本 店	宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地
	東京本社	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル20階
	営業所 事務所	札幌・仙台・東京・名古屋・北陸（富山）・ 大阪・広島・高松・福岡・南九州（宮崎）・タイ
	工 場	延岡工場（宮崎県延岡市） 栃木工場（栃木県大田原市） 愛知工場（愛知県扶桑町） 広島工場（広島県庄原市）
	研究所	延岡研究所（宮崎県延岡市） 愛知研究所（愛知県扶桑町）
旭有機材商事(株)（子会社）	本 社	東京都江東区
エーオーシーアSEMBル(株)（子会社）	本 社	宮崎県延岡市
アサヒアメリカ,Inc.（子会社）	本 社	アメリカ マサチューセッツ州
旭有機材商貿(上海)有限公司（子会社）	本 社	中国 上海市
旭有機材閥門設備(上海)有限公司（子会社）	本 社	中国 上海市
アサヒコリア Co.,Ltd.（子会社）	本 社	韓国 京畿道
アサヒAVヨーロッパ GmbH（子会社）	本 社	ドイツ ヘッセン州
アサヒアジアパシフィック Pte.,Ltd.（子会社）	本 社	シンガポール
旭有機材樹脂(南通)有限公司（子会社）	本 社	中国 江蘇省
アサヒモディマテリアルズ Pvt.,Ltd.（子会社）	本 社	インド グジャラート州
アサヒユウキザイメキシコ S.A. de C.V.(子会社)	本 社	メキシコ アグアスカリエンテス州
ドリコ(株)（子会社）	本 社	東京都中央区

(9) **使用人の状況**（平成29年3月31日現在）

① **企業集団の使用人の状況**

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,246名（239名）	23名増（17名増）

（注） 使用人数には臨時従業員および派遣社員数は含まれておらず、当該員数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② **当社の使用人の状況**

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
670名（89名）	1名増（8名増）	43.0歳	20.0年

（注） 使用人数には臨時従業員数および派遣社員数は含まれておらず、当該員数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) **主要な借入先の状況**（平成29年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 199,000,000株
- ② 発行済株式の総数 99,002,000株
- ③ 株主数 9,134名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
旭 化 成 株 式 会 社	29,196,674 株	30.44 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,446,000	3.59
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	2,458,818	2.56
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,780,888	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,729,000	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,717,000	1.79
住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社	1,700,000	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,252,000	1.31
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,100,300	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	1,017,000	1.06

(注) 1. 当社は、自己株式3,091,044株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 原 孝 二	社長執行役員 コンプライアンス担当	
取 締 役	木 下 全 弘	専務執行役員 管理本部長 環境安全担当	
取 締 役	富 永 恭 爾	常務執行役員 技術関係統括	
取 締 役	桑 田 雅 之	常務執行役員 水処理・資源開発事業統括本部長	ドリコ株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 野 賀津也	常務執行役員 管材システム事業部長	旭有機材閥門設備(上海)有限公司董事長 旭有機材商貿(上海)有限公司董事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	宮 本 智 司		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 宅 雄一郎		弁護士(三宅法律事務所代表者) 山洋電気株式会社社外取締役 新電元工業株式会社社外監査役 株式会社タダノ社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 村 富士夫		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	紙 田 幸 一		

- (注) 1. 宮本智司氏、三宅雄一郎氏および西村富士夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および経営会議、事業部会議等の業務執行に関する重要な会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、宮本智司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 三宅雄一郎氏および西村富士夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役兼務者以外の執行役員の役位、氏名および職名は次のとおりです。

役 位	氏 名	職 名
執 行 役 員	長 田 光 巨	樹脂事業部長
執 行 役 員	齊 郷 敏 彦	旭有機材商事株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	原 田 徳 房	管材システム事業部次長、管材製造所長
執 行 役 員	上 荷 田 洋 一	管理本部総務・人事部長
執 行 役 員	大 西 勝 弘	管材システム事業部次長、ダイマトリックスシステム部長、AVグローバル推進部長
執 行 役 員	山 本 順 一	樹脂事業部次長、高機能材料営業部長
執 行 役 員	高 橋 浩 雄	樹脂事業部次長、海外事業管理部長、アサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd.社長
執 行 役 員	鮫 島 修	管材システム事業部管材製造所SCM部長、管理本部購買部長
執 行 役 員	柳 澤 真	管材システム事業部ソリューション営業部長
執 行 役 員	末 留 末 喜	管理本部経営企画室長
執 行 役 員	ダ ニ エ ル ・ ア ン ダ ー ソ ン	アサヒアメリカ,Inc.社長

(注) 上記のうち、平成29年3月31日付で、長田光巨氏、原田徳房氏、上荷田洋一氏の3氏は、執行役員を退任いたしました。

② 取締役を支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	5 名	171百万円
取締役監査等委員 （うち社外役員）	4 (3)	41 (31)
合 計 （うち社外役員）	9 (3)	212 (31)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月19日開催の第94期定時株主総会において、年額3億円以内と決議いただいております。
2. 取締役監査等委員の報酬限度額は、平成27年6月19日開催の第94期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労金の引当額、取締役（監査等委員を除く）分25百万円が含まれております。

③ 責任限定契約の内容の概要

取締役監査等委員の三宅雄一郎氏および西村富士夫氏と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する最低限度額のいずれか高い額となります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職先と当社との関係
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 宅 雄 一 郎	弁護士（三宅法律事務所代表者） 山洋電気株式会社社外取締役 新電元工業株式会社社外監査役 株式会社タダノ社外監査役	いずれも重要な取引その他の特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	宮 本 智 司	当事業年度に開催された取締役会14回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。また、全社あるいは事業部等の会議にも積極的に出席し、主要な事業所、グループ会社を往査し、当社の業務執行における適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 宅 雄 一 郎	当事業年度に開催された取締役会14回および監査等委員会14回の全てに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 村 富 士 夫	当事業年度に開催された取締役会14回および監査等委員会14回の全てに出席し、これまで培ってきた事業経営における豊富な経験や幅広い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、平成28年7月1日付でPwCあらた監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づく取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制体制」といいます）は、以下のとおりです。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役（監査等委員である者を含む）、監査役、当社の業務執行の権限を委譲された執行役員、および従業員（以下、総称して「役職員」という）は、法令、定款の遵守は言うまでもなく、社会の構成員として求められる社会倫理規範に基づき行動する責務を負っている。この認識に基づき、当社はグループ理念およびこれを実践するための根本規則として企業倫理要綱を定め、その徹底を図るために定期的に教育を行う。また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための適正な体制を維持する。なお、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる関係も持つてはならないと定めた企業倫理要綱に従って、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応する。
- ロ. 監査等委員会設置会社である当社の監査等委員は、取締役会やその他の重要会議に出席し、監査等委員会が定めた監査方針の基に、当社グループの各部門の業務執行状況について定期的に実地監査を行うなど、法令および定款に対する当社グループの役職員による業務執行状況について監査を行い、その結果を当社の取締役会において定期的に報告する。
- ハ. 当社は「取締役会規程」に基づき、月1回以上、取締役会を開催する。また、監査等委員を含む各取締役は、取締役会その他の会議体への出席等を通じて、取締役の職務執行状況および執行役員の業務執行状況を把握し、その監督を行う。
- ニ. 当社グループにおける経営方針等の最重要事項については、「取締役会規程」等において定められた具体的な基準に基づき、当社の取締役会にて決定する。
- ホ. 当社の業務執行を行う取締役および執行役員は、「決裁権限規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持ち、業務を執行する。また、従業員も同様に、「決裁権限規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持って業務を執行し上位の取締役および執行役員がそれを監督する。
- ヘ. 当社および国内子会社の役職員の通常の報告経路から独立した社内通報制度である「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）による通報に真摯に対応し、当社グループの企業倫理実践体制を強化する。

- ト．当社グループの役職員による業務の執行状況を内部監査部門が「内部監査規程」に従ってモニタリングし、法令および社内規程の遵守状況等を定期的に当社の代表取締役社長執行役員および監査等委員会に報告するとともに、適切な指導を行う。また、監査等委員会は当社グループの役職員による業務執行状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

Ⅱ．取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- イ．当社の取締役および執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書類等を法令および社内規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- ロ．当社の経営会議議事録その他経営および職務の執行にかかる重要な情報や決定事項などは、所管部場にて作成し、「情報管理基本規程」その他の社内規程に基づき、適切に保存・管理する。なお、これらの情報の保存・管理状況については、内部監査部門が定期的に確認する。

Ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．当社グループの企業活動に伴う損失の危険の管理については、リスクの優先順位付けを行ない、優先順位付けされた個々のリスクにつき、その発生を未然に防止するための手続・体制や、発生した場合の対処方法等を定める社内規程として、「リスク管理規程」を設けている。同規程では、「経営戦略リスク」と「業務リスク」の管理方法を定め、業務リスクの管理をより適切に実行するために、当社取締役会の直属機関として、社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的に重要な業務リスクの対応方針を決定している。また、発生した重要な事象については当社の取締役会に報告する。
- ロ．当社グループに関わる損失の危険の管理については、「リスク管理委員会」および当社の管理本部が全社的な観点からこれに対処するとともに、事業継続計画（BCP）、輸出管理法規や独占禁止法の遵守体制、財務報告の信頼性を確保する体制の整備など、組織横断的なチェック機能や牽制体制を構築し、法令に反した不適正な業務執行を防止する。
- ハ．当社の取締役会、経営会議およびその他の重要な会議において、業務執行を行う取締役、執行役員および経営幹部の従業員により、遺漏なく当社グループの業務執行に関わる重要な報告を定期的に行う。
- 二．子会社において非常事態が発生した場合は、当社が定める「全社リスク対策本部の設置および初期対応基準」に従い、当社と子会社とが連携してその対策を検討・決定し、迅速かつ適切な対応を行う。

Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制を導入している。また、業務を執行する取締役は執行役員を兼務する。各執行役員は、取締役会が決定した経営方針に従い、代表取締役社長執行役員の指揮・監督の下で、業務執行にあたる。
- ロ. 当社の代表取締役社長執行役員決裁事項については、その判断の確保と意思決定における透明性を目的として、経営会議を原則として、月1回開催し、当該事項について十分な事前審議を行う。
- ハ. 当社は、代表取締役社長執行役員を議長とする経営会議において、各執行役員による当社グループの業務執行状況の報告および経営に関する情報交換を行うこと等により、当社グループ全体の職務執行の効率向上を図る。
- 二. 当社グループの生産・販売・損益等に関する情報は、ＩＴを活用したシステムにより、迅速・的確に当社の監査等委員である取締役を含む各取締役および執行役員に提供する。

Ⅴ. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の業務の適正を確保するために、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制に準じた諸制度を子会社に導入し、その浸透を図る。
- ロ. 当社の執行役員を各子会社の「経営管理責任者」に任命し、当該「経営管理責任者」である執行役員より各子会社の業務状況を当社の取締役会において定期的に報告する。
- ハ. 経営に影響を及ぼす重要な事項の決定に関する当社の関与の仕組みを明確にした「グループ関係会社運営規程」に基づき、子会社を適切に管理する。
- 二. 当社の監査等委員である取締役は、必要に応じて子会社の監査役を兼務し、取締役会その他の重要会議に出席し、適宜、適正な意見を述べ、子会社の業務の適正化を図る。

Ⅵ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の従業員から監査等委員会補助者を任命する。

Ⅶ. 前項の使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に関する事項

前項において、監査等委員会補助者をおいた場合には取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性を確保する。

Ⅷ. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会に報告すべき事項および方法について、定められた規定に沿って報告する。
- ロ. 監査等委員会は必要に応じて業務を執行する当社グループの役職員に報告を求める。
- ハ. 監査等委員会は、毎年度末に当社の監査等委員以外の各取締役に対し、取締役の職務執行状況に関する確認書の提出を求める。
- ニ. 当社の監査等委員以外の取締役、執行役員および従業員は、業務執行に係る重要な会議につき、監査等委員に招集の案内を送付し、監査等委員は必要に応じて会議に出席する。
- ホ. 「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）の窓口業務を行う部署は、当該窓口宛に相談・報告された内容を定期的に監査等委員会に報告する。

Ⅸ. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員へ周知徹底する。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）に報告を行った当社グループの役職員についても同様に取扱う。
- ロ. 監査等委員会は、当該委員会に報告を行った当社グループの役職員の異動、人事評価等において、不利益な取扱いを受けていないか監視し、必要に応じて、当社グループの取締役にその理由の開示を求める。

X. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等を請求した時は、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

XI. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社の代表取締役社長執行役員、内部監査部門および会計監査人、ならびに当社グループの役職員とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、当社グループの役職員に対し業務執行にかかる報告を定期的に求める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記内部統制体制の運用について、取締役会において継続的に経営上のリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。

なお、当連結会計年度における内部統制体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- イ. 14回の取締役会を開催し、取締役会において決定された経営理念等を実現するための具体的な経営戦略や経営計画等について代表取締役および業務執行取締役ならびに執行役員より業務報告を行い、上記の経営戦略や経営計画等に適合した業務執行がなされているか随時、監督を行いました。
- ロ. コンプライアンスや財務報告にかかる内部統制・リスク管理体制の整備にかかる実務は、当社の管理本部および内部監査部門が行い、これらの体制構築や運用の状況について半期毎に取締役会に報告いたしました。
- ハ. 経営陣である取締役および執行役員に対しては、経営陣としての必要な能力の研鑽、事業への理解の促進のため、全役員参加による合宿研修を開催するとともに、従業員に対しては階層別のコンプライアンス研修の実施、全従業員へのEラーニングシステムを利用した情報セキュリティ教育等を行う等、法令遵守に向けた取組みを継続的に実施いたしました。
- ニ. 当社の従業員が遵守すべき行動準則を定めた「企業倫理要綱」に関するチェックシートを全職場に配布し、職場毎の読み合わせによりその実践状況を確認し、その結果を取締役に報告いたしました。
- ホ. 子会社を含めた当社グループのリスク管理体制と取組みの一層の強化のため、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき設置したリスク管理委員会において事業継続計画（BCP）等の損失の危険の管理のための報告・協議を行いました。

(5) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額 (平成29年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	30,687
現金及び預金	7,092
受取手形及び売掛金	12,814
電子記録債権	2,505
たな卸資産	7,552
繰延税金資産	172
その他	590
貸倒引当金	△36
固定資産	24,352
有形固定資産	16,583
建物及び構築物	4,997
機械装置及び運搬具	3,715
土地	6,100
建設仮勘定	832
その他	940
無形固定資産	991
のれん	625
その他	366
投資その他の資産	6,779
投資有価証券	3,717
退職給付に係る資産	2,546
繰延税金資産	4
その他	530
貸倒引当金	△18
資産合計	55,040

科目	金額 (平成29年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	11,872
支払手形及び買掛金	5,188
電子記録債務	2,796
短期借入金	375
未払法人税等	253
その他	3,260
固定負債	4,261
長期借入金	312
繰延税金負債	931
退職給付に係る負債	1,702
役員退職慰労引当金	179
その他	1,138
負債合計	16,133
純資産の部	
株主資本	36,279
資本金	5,000
資本剰余金	8,479
利益剰余金	23,872
自己株式	△1,072
その他の包括利益累計額	2,363
その他有価証券評価差額金	640
繰延ヘッジ損益	△3
為替換算調整勘定	1,006
退職給付に係る調整累計額	720
非支配株主持分	264
純資産合計	38,906
負債純資産合計	55,040

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額 平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
売上高	42,029
売上原価	28,563
売上総利益	13,466
販売費及び一般管理費	11,404
営業利益	2,062
営業外収益	147
受取利息	27
受取配当金	54
持分法による投資利益	20
その他	46
営業外費用	265
支払利息	22
出資金評価損	41
為替差損	171
支払補償費	6
その他	25
経常利益	1,944
特別損失	409
固定資産除却損	17
減損損失	381
投資有価証券評価損	10
災害による損失	2
税金等調整前当期純利益	1,535
法人税、住民税及び事業税	410
法人税等調整額	44
当期純利益	1,081
非支配株主に帰属する当期純損失	10
親会社株主に帰属する当期純利益	1,091

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	8,479	23,356	△1,071	35,765
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△575		△575
親会社株主に帰属する当期純利益			1,091		1,091
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	516	△2	514
当期末残高	5,000	8,479	23,872	△1,072	36,279

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額		
当期首残高	355	△5	1,364	390	272	38,141
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△575
親会社株主に帰属する当期純利益						1,091
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	285	2	△358	330	△8	251
連結会計年度中の変動額合計	285	2	△358	330	△8	765
当期末残高	640	△3	1,006	720	264	38,906

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 14社
- ・主要な連結子会社の名称
アサヒアメリカ,Inc. エーオーシーアセンブル(株)
旭有機材商事(株) ドリコ(株)
旭有機材商貿(上海)有限公司 旭有機材樹脂(南通)有限公司
旭有機材閥門設備(上海)有限公司 アサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd.
なお、新たに新設した子会社1社を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ASAHI ORGANIC CHEMICALS INDIA Pvt.,Ltd.等
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純利益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な関連会社の名称 旭エー・ブイ産業(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ASAHI ORGANIC CHEMICALS INDIA Pvt.,Ltd.等
該当会社の当期純利益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ	時価法
ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法	主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
イ. 有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
ロ. 無形固定資産 （リース資産を除く）	
・ 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
・ その他の無形固定資産	定額法
ハ. リース資産	
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
③ 重要な引当金の計上基準	
イ. 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ. 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
④ 重要なヘッジ会計の方法	
イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は振当処理によっております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ ヘッジ対象…売掛金、買掛金、支払利息
ハ. ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する権限規程及び内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び将来の支払利息に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ニ. ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ対象の時価の変動の累計とヘッジ手段の時価の変動の累計を比較することにより、有効性を評価しております。また、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗について成果の確実性を認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の連結会計年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」及び流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は1,309百万円、「電子記録債務」は2,840百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
有形固定資産 336百万円
 - ② 担保に係る債務
短期借入金及び長期借入金(含む1年以内に返済予定) 336百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,881百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	99,002千株	—	—	99,002千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	3,168千株	8千株	—	3,177千株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等
- イ. 平成28年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項
 - ・配当金の総額 288百万円
 - ・1株当たり配当額 3.00円
 - ・基準日 平成28年3月31日
 - ・効力発生日 平成28年6月24日
 - ロ. 平成28年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項
 - ・配当金の総額 288百万円
 - ・1株当たり配当額 3.00円
 - ・基準日 平成28年9月30日
 - ・効力発生日 平成28年12月5日
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成29年6月22日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・配当金の総額 288百万円
 - ・配当の原資 利益剰余金
 - ・1株当たり配当額 3.00円
 - ・基準日 平成29年3月31日
 - ・効力発生日 平成29年6月23日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に短期的な運転資金については銀行借入により調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式と債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,092	7,092	－
(2) 受取手形及び売掛金	12,814		
(3) 電子記録債権	2,505		
貸倒引当金	△36		
計	15,282	15,282	－
(4) 投資有価証券	2,774	2,774	－
資産計	25,148	25,148	－
(1) 支払手形及び買掛金	5,188	5,188	－
(2) 電子記録債務	2,796	2,796	－
(3) 短期借入金	375	375	－
(4) 未払法人税等	253	253	－
(5) 長期借入金	312	312	－
負債計	8,923	8,923	－
デリバティブ取引(※1)	(3)	(3)	－

※1 デリバティブ取引によって生じた正味債権・債務は純額で表示しており、合計で正味債務となる項目には()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、並びに(4) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金

これらは変動金利による長期借入金であり、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

金融機関から提示された価額等によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額543百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（連結貸借対照表計上額400百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、

(4) 投資有価証券には含めていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 403円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円39銭 |

8. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
電子材料用設備	機械装置 他	中国江蘇省	293
発泡材料用設備	機械装置	愛知県丹羽郡扶桑町	88

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定等を加味してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、電子材料用設備、発泡材料用設備について、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。回収可能価額は使用価値により測定し、電子材料用設備は将来キャッシュ・フローを11%で割り引いて算定し、発泡材料用設備は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額 (平成29年3月31日現在)	科目	金額 (平成29年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	20,137	流動負債	7,316
現金及び預金	3,824	支払手形	704
受取手形	3,316	電子記録債務	2,601
電子記録債権	2,910	買掛金	2,005
売掛金	3,829	リース債務	15
たな卸資産	5,055	未払金	367
短期貸付金	817	未払費用	1,343
その他	385	未払法人税等	157
固定資産	25,440	預り金	29
有形固定資産	11,723	その他	95
建物	2,787	固定負債	3,482
構築物	178	リース債務	21
機械装置	1,959	預り保証金	1,079
車両運搬具	9	退職給付引当金	1,666
工具器具及び備品	628	役員退職慰労引当金	171
土地	5,588	繰延税金負債	545
リース資産	52	負債合計	10,798
建設仮勘定	522	純資産の部	
無形固定資産	240	株主資本	34,170
ソフトウェア	204	資本金	5,000
その他	35	資本剰余金	8,479
投資その他の資産	13,477	資本準備金	8,479
投資有価証券	3,216	その他資本剰余金	0
関係会社株式	5,654	利益剰余金	21,738
関係会社出資金	788	利益準備金	1,250
長期貸付金	1,956	その他利益剰余金	20,488
長期前払費用	1,596	土地圧縮積立金	431
その他	279	繰越利益剰余金	20,057
貸倒引当金	△13	自己株式	△1,048
資産合計	45,577	評価・換算差額等	609
		その他有価証券評価差額金	609
		純資産合計	34,779
		負債純資産合計	45,577

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額 平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
売上高	25,895
売上原価	18,113
売上総利益	7,782
販売費及び一般管理費	6,937
営業利益	845
営業外収益	265
受取利息	74
受取配当金	159
その他	33
営業外費用	136
出資金評価損	41
為替差損	77
支払補償費	6
その他	11
経常利益	975
特別損失	1,141
固定資産除却損	7
関係会社出資金評価損	1,035
減損損失	88
投資有価証券評価損	10
災害による損失	2
税引前当期純損失 (△)	△166
法人税、住民税及び事業税	102
当期純損失 (△)	△268

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	その他の剰余金	利益準備金	その他の利益剰余金		
					土地圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,000	8,479	0	1,250	431	20,900	22,581
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△575	△575
当期純損失(△)						△268	△268
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	0	△843	△843
当期末残高	5,000	8,479	0	1,250	431	20,057	21,738

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△1,046	35,015	336	35,350
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△575		△575
当期純損失（△）		△268		△268
自己株式の取得	△1	△1		△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			273	273
事業年度中の変動額合計	△1	△845	273	△572
当期末残高	△1,048	34,170	609	34,779

（記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。）

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ デリバティブ 時価法
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ・ その他の無形固定資産 定額法
- ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

- | | |
|--------------------------|---|
| ③ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| (4) 重要なヘッジ会計の方法 | |
| ① ヘッジ会計の方法 | 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たしている為替予約は、振当処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…売掛金、買掛金 |
| ③ ヘッジ方針 | デリバティブ取引に関する権限規程及び内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジの手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。 |
| (5) その他計算書類作成のための基本となる事項 | |
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) たな卸資産の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------|
| ① 商品及び製品 | 2,445百万円 |
| ② 仕掛品 | 1,117百万円 |
| ③ 原材料及び貯蔵品 | 1,492百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 31,315百万円
- (3) 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- | | |
|-----------------------|-------|
| 旭有機材商貿(上海)有限公司 | 50百万円 |
| アサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd. | 7百万円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 3,817百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 170百万円 |
| ③ 長期金銭債権 | 1,956百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 587百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 7,604百万円 |
| ② 仕入高 | 1,028百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 145百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 157百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,084千株	6千株	－	3,091千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与に関する未払費用	173百万円
たな卸資産評価損	97百万円
その他	47百万円
(繰延税金資産小計)	317百万円
評価性引当額	△317百万円
繰延税金資産純額（流動）	－百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	415百万円
有価証券評価損	412百万円
繰越欠損金	1,191百万円
その他	386百万円
(繰延税金資産小計)	2,403百万円
評価性引当額	△2,403百万円
(繰延税金資産計)	－百万円
土地圧縮積立金	△189百万円
退職給付信託設定益	△62百万円
その他有価証券評価差額金	△294百万円
(繰延税金負債計)	△545百万円
繰延税金資産（負債）純額（固定）	△545百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子 会 社	旭有機材商事(株)	100	配管材料販売	所有 100.0	有	当社製品の販売代理店	当社製品の販売	3,035	電 子 記 録 債	834
子 会 社	旭有機材樹脂 (南通)有限公司	1,693	鋳物用樹脂 販売製造	所有 100.0	有	当社製品の製造	資金の貸与 (純 額)	△100	短期貸付金	101
									長期貸付金	1,603
関連会社	旭エー・ブイ産業(株)	30	配管材料販売	所有 36.0	無	当社製品の販売代理店	当社製品の販売	2,704	受取手形及び売掛金	1,258
							保証金の受入	14	預り保証金	587

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額

362円61銭
- (2) 1株当たり当期純損失

2円79銭

9. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
発泡材料用設備	機械装置	愛知県丹羽郡扶桑町	88

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定単位等を加味してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、発泡材料用設備については、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

旭有機材株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 真美 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 天野 祐一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭有機材株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭有機材株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

旭有機材株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 真美 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 天野 祐一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭有機材株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査等の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、董事及び監査役、監事と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

旭有機材株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	宮 本 智 司	㊞
監 査 等 委 員	三 宅 雄 一 郎	㊞
監 査 等 委 員	西 村 富 士 夫	㊞
監 査 等 委 員	紙 田 幸 一	㊞

(注) 監査等委員の宮本智司、三宅雄一郎及び西村富士夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使の方法等

- (1)インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



- (2)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. ご利用環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権をご行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権をご行使される場合は、使用する機種が128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するパソコン操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

TEL : 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

メ 毛

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場
宮崎県延岡市紺屋町一丁目4番28号
ホテルメリージュ延岡 3階
サウス・オブ・ハウストン
TEL (0982) 32-6060

交通
日豊本線
J R 「延岡」駅下車 徒歩 ―― 約8分
タクシー ―― 約4分



※開催場所が前回の会場と異なります。
ご注意ください。

